破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２号
岩手県一関市赤荻字槻本274番地６、前住所盛岡市茶畑２丁目８番18号　メモリーハウス201号
債務者　佐藤　政彦
１　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第６号
岩手県一関市東山町長坂字町422番地
債務者　高橋　　順
１　決定年月日時　平成24年２月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第２０号
群馬県太田市新田早川町478番地　日野自動車株式会社澤藤寮
債務者　鶴貝　　仁
１　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１１号
岐阜県大垣市開発町２丁目985番地１　ハシェンダハイツＢ202
債務者　浅野ゆかり
１　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
群馬県太田市東別所町503番地１　パストラーレ102号
債務者　加藤　健太
１　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２２号
群馬県太田市大島町312番地１　大島市営住宅Ｃ―1708号
債務者　愛甲　有希（旧姓田村）
１　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１９号
三重県鳥羽市相差町1159番地
債務者　野村　和希
１　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第２１６７号
埼玉県川口市大字芝3794番地　ファミーユＳＵＺＵＫＩ202号、旧住所千葉県柏市明原２丁目５番６号
債務者　太田　祐子
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８号
埼玉県鴻巣市本町５丁目２番16号
債務者　島田　佳子
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３４号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室4046番地７
債務者　磯田　健一
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４５号
埼玉県桶川市南２丁目３番32号　フルールミナミ205号
債務者　柿本　邦子（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９０号
埼玉県戸田市中町２丁目18番31号　クリーンハイツ広瀬202号室
債務者　高久　英明
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９１号
埼玉県戸田市中町２丁目18番31号　クリーンハイツ広瀬202号室
債務者　高久のぞみ
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
さいたま市中央区上峰２丁目12番17号　レオパレス与野本町第５―103号
債務者　浜田　一輝
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２号
さいたま市見沼区東大宮４丁目65番地９　東光ハウスⅡ―307
債務者　鈴木　節子
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２７６号
新潟県十日町市山野田306番地３
債務者　高橋　晴夫
１　決定年月日時　平成24年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
新潟県十日町市山野田306番地３
債務者　高橋　安子
１　決定年月日時　平成24年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係